

財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険 さが

2011
November
No.741

霜月

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■基山町 大興善寺

今月の記事

●日本年金機構

- ・年金委員の皆様へ
二ヶ所以上の事業所に勤務した場合には、特別な届出が必要です 2
- ・11月は「ねんきん月間」です 3
- ・国民年金保険料の納付をお忘れなく！ 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・協会けんぽからのお願い
保険料収納の仕組み 4
- ・納付していただく保険料の種類 4
- ・健診情報
健診のご案内を外部委託しています。 5

●(財)佐賀県社会保険協会

- ・第2回健康づくり企画「カラダ・プラス1(ワン)」開催予告！ 6
- ・第49回佐賀県健康保険委員・年金委員会唐津ブロックソフトボール大会結果報告 6
- ・ウォーキングマップ(基山町:歴史ロマンのつづら折りコース) 7
- ・年金相談窓口開設等のご案内 8
- ・佐賀県年金事務所では「年金セミナー」のお申し込みを募集しております 8

●社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

二ヶ所以上の事業所に勤務した場合には、特別な届出が必要です

会社の役員などは、同時に二以上の事業所に勤務することも少なくありません。このような場合、適用除外の事由に該当しない限りそれぞれの事業所において、被保険者としての取扱いを受けることになりますが、保険証（被保険者証）は、被保険者がいずれかの事業所を選択していただき、交付をされることになります。

- 被保険者は、二以上の事業所に使用されるようになった日から10日以内に「**健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届**」を年金事務所に提出してください。

健 康 保 険 被保険者 所 属 選 指 番									
厚生年金保険 二 以 上 事 業 所 勤 务									
被保険者氏名		性別	生年月日	月	日	基礎年齢 歳	月	日	月
事業所	事業所整理番号	事業所名			被保険者登録 登録年月日		報酬月額		標準報酬月額
	被保険者管理番号				新規	年	月	日	
被保険者登録番号				新規	年	月	日	新規に上記報酬	円
				新規	年	月	日	既存による報酬	円
被保険者登録番号	基金	基	年	月	日	合計	新規に上記報酬	円	千円
	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存による報酬	円	
被保険者登録番号	基金	基	年	月	日	合計	新規に上記報酬	円	千円
	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存による報酬	円	
被保険者登録番号	基金	基	年	月	日	合計	新規に上記報酬	円	千円
	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存による報酬	円	
被保険者登録番号に○印付し、書類の右側に押印下さい。									
受付印									
※ 被保険者登録番号に○印付し、書類の右側に押印下さい。									

- 二以上事業所勤務者の標準報酬月額は、被保険者が各事業所から受けている報酬額をもとに、選択された事業所を管轄している年金事務所がそれぞれの事業所での報酬額を算定し、その合算額をもって被保険者の標準報酬月額を決定します。

二以上事業所勤務者についての、資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届については、取扱いが通常と異なりますので、下記までお問い合わせください。

佐賀年金事務所
厚生年金適用調査課
TEL0952-31-4192

唐津年金事務所
厚生年金適用調査課
TEL0955-72-5162

武雄年金事務所
厚生年金適用調査課
TEL0954-23-0122

11月は 「ねんきん月間」です

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さんに年金制度に対する理解を深めていただくために、公的年金制度の普及や啓発活動をいたします。



全国的な取組

- 公的年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さまとの結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていくたいと「わたしと年金」をテーマとして、公的年金の大切さ・関わりなど、エピソードを盛り込んだ内容で、広く国民の皆さんにエッセイをご応募いただきました。優秀作品につきましては、日本年金機構ホームページで11月下旬に発表させていただきます。

佐賀県での取組

- 会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行っていただく「年金委員」の皆様へ、『[年金委員研修会](#)』を実施いたします。
- 次世代を担う世代の方へ、年金制度の普及・啓発活動の取組として、大学生の方を対象にした「[年金セミナー](#)」や年金を受給されているシニア世代の方へ、年金制度への理解を深めていただくことを目的として、佐賀県高齢者大学課程受講者の方を対象に「[ふれあい年金セミナー](#)」を実施いたします。
- お客様から直接、日本年金機構のサービス改善について、ご意見ご要望をお聴きする「[サービスモニター会議](#)」を佐賀年金事務所で開催いたします。

国民年金保険料の納付をお忘れなく！



国民年金は、老後やもしもの時に大きな支えとなります。

保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合もあります。

万一に備えて、保険料はきちんと納付期限内に納めましょう！（納付期限は、翌月末です。）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が難しい場合でも放置されずに、必ず市役所・町役場の国民年金担当窓口または年金事務所国民年金担当窓口で申請手続きを行ってください。

国民年金保険料に関する
お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

事業主の皆様へ

協会けんぽ からのお願い

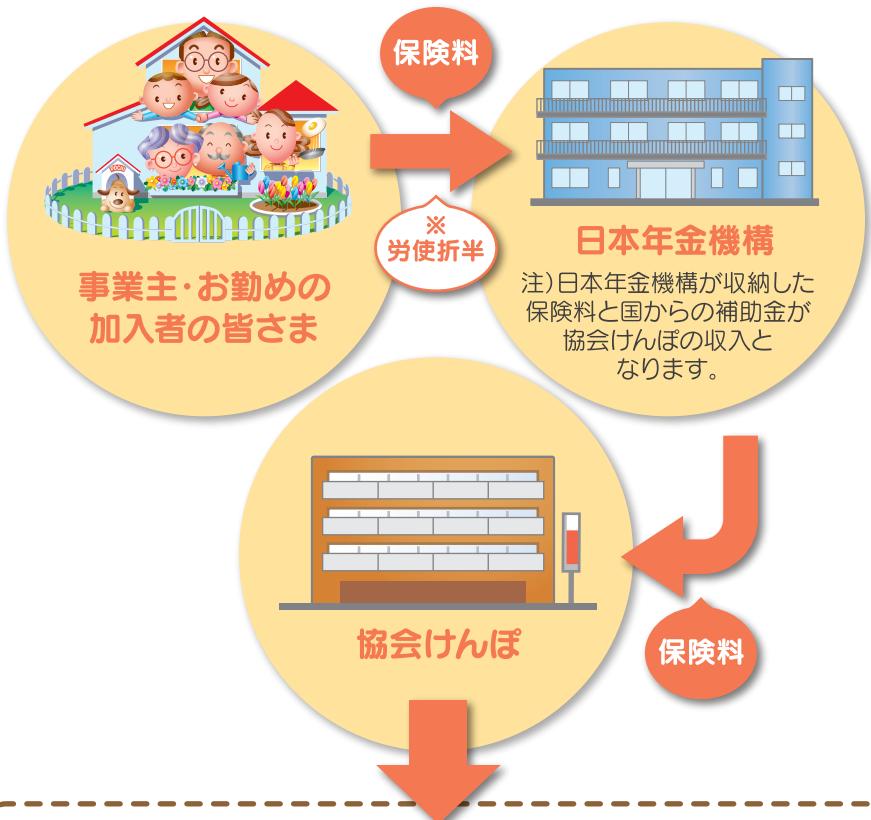
協会けんぽは、加入者や事業主の皆さまの健康保険料を基礎として運営される健康保険であり、加入者の皆さまが病院等を受診した時の医療費や病気などで仕事を休んだ場合の手当金等の保険給付、健診・保健指導などを行っています。

日本年金機構よりお送りする「保険料納入告知書」にて、健康保険料・厚生年金保険料を納付期限までに納めていただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、災害による被害を受け納付が困難な場合には、一定条件のもとに、保険料の納付猶予を受けられる制度があります。



保険料収納の仕組み



平成22年度の加入者の皆さまの 健康保険料1万円当たりの使い道は?



納付していただく保険料の種類

健 健康保険料

厚 厚生年金保険料

介 介護保険料

～39歳

健 + 厚

40歳～

健 + 厚 + 介

65歳～

健 + 厚

70歳～

健

75歳～

40
歳

介護保険
第2号被保険者に該当

40歳の誕生日前日の月分から、介護保険料を納付していました。

65
歳

介護保険
第1号被保険者に該当

65歳からの介護保険料は、被保険者が市町に納付していただくことになります。そのため、65歳の誕生日前日の月分から、給与からの納付は不要になります。

70
歳

厚生年金の資格喪失

70歳の誕生日前日が厚生年金の資格喪失日となり、その月分から厚生年金保険料の納付が不要になります。

75
歳

後期高齢者医療の
被保険者に該当

75歳から後期高齢者医療に加入し保険料を納付するため、75歳の誕生日当日に健康保険の資格を喪失します。その月分から健康保険料の納付が不要になります。

被扶養者が75歳未満であれば、国民健康保険に加入します。

- 70歳・75歳到達時には、日本年金機構へ届出が必要です。
- 健康保険料率・介護保険料率についてのお問い合わせは、協会けんぽにお願いします。
- 厚生年金保険料率・納入告知書・保険料の納付についてのお問い合わせは、管轄の年金事務所にお願いします。

健
診
情
報

健診のご案内を
外部委託して
います。

協会けんぽ佐賀支部では、より多くの方に健診を受診していただくため、事業所への電話や訪問等による健診のご案内を外部委託して行っています。皆さまの健康増進のためご理解とご協力をお願いします。

【委託先】
県内の生活習慣病
予防健診実施機関
(31機関)のうち
14機関

- ・佐賀社会保険病院
- ・佐賀県医師会
成人病予防センター
- ・財団法人 佐賀県総合保健協会
- ・佐賀県医療生活協同組合
神野診療所
- ・上村病院
- ・福岡病院
- ・仁徳会 今村病院
- ・如水会 今村病院
- ・江口病院
- ・ひらまつ病院
- ・唐津東松浦医師会
医療センター
- ・武雄杵島地区医師会
検診センター
- ・新武雄病院
- ・社会保険浦之崎病院

唐津ブロック

ソフトボール大会結果

平成23年9月11日 サンスポーツランド相知において、第49回佐賀県健康保険委員・年金委員会唐津ブロックソフトボール大会(社会保険協会共催・唐津年金事務所・健康保険協会佐賀支部後援)が、唐津・伊万里地区の予選を勝ち抜いて出場された8チームにより開催されました。

優 勝 医療法人 松籟会
準優勝 釘本建設(株)
第 3 位 宮島醤油(株)
第 3 位 JA伊万里



健康づくり企画
KARADA PLUS ONE

第2回

あなたも
チャレンジ!

カラダ・ワン

イベント期間 ▶ 2012年1月1日～3月31日



健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。

『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。

日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。



イベント期間

2012
01/01

02/01

03/01

03/31

ゴール



登録期間

2011年

12月1日～1月31日

(1月1日～3月31日はイベント期間中)

2012年1月1日～3月31日の3ヶ月間。

ゴール日までの合計日数上位者(頑張った人)には粗品進呈。

期間中でも登録可能です。(ただし、1月31日まで。)

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

佐賀県社会保険協会

検索

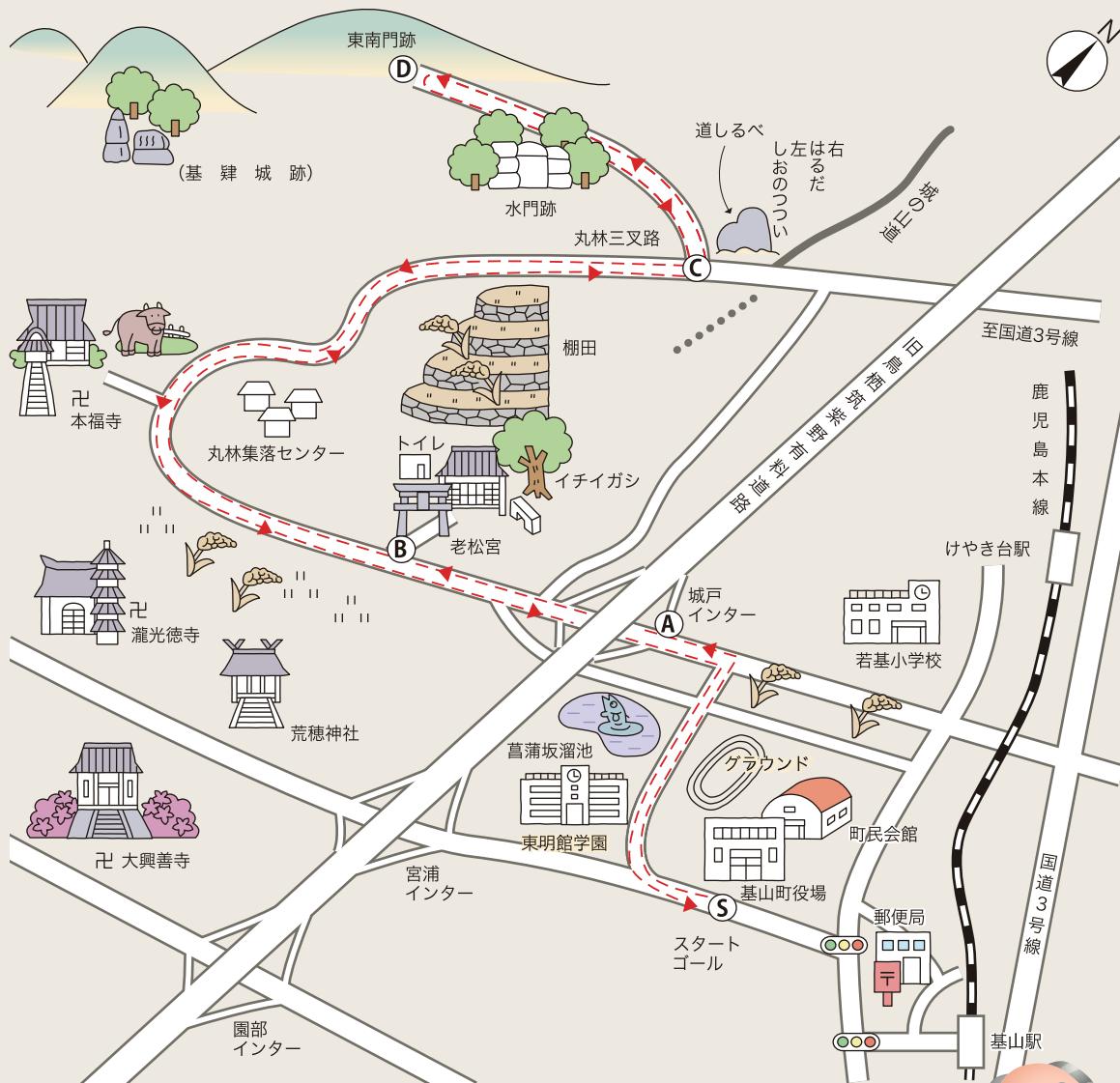
<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



No.11 佐賀県 ウォーキングマップ

歴史ロマンのつづら折りコース

起点の所在地●基山町宮浦



コースの距離と時間 (総距離・時間: ①5.8km・66分)

⑤基山町役場 → ④城戸インター → ③老松宮 → ②丸林三叉路 → ①東南門跡
0.9km 0.7km 0.4km 0.9km
10分 8分 5分 10分
2.9km ↑33分 ⑥東南門跡



平地から山間部へと変わる景観、四季折々に装いを変える自然。自分のペースでひっそりと咲く野の花を楽しみながら散策できます。

照会先●基山町保健センター TEL 0942-92-2045

年金相談窓口開設等のご案内

●平成23年12月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1 鳥栖市役所 (予約)	2 伊万里市役所 (予約)	3
4 <small>延長相談 19時まで</small>	5 <small>延長相談 19時まで</small>	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8 鳥栖市役所 (予約)	9 伊万里市役所 (予約)	10 休日相談日
11 <small>延長相談 19時まで</small>	12 <small>延長相談 19時まで</small>	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15 鳥栖市役所 (予約)	16 伊万里市役所 (予約)	17
18 <small>延長相談 19時まで</small>	19 <small>延長相談 19時まで</small>	20 鹿島市民会館 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22 鳥栖市役所 (予約)	23	24
25 <small>延長相談 19時まで</small>	26 <small>延長相談 19時まで</small>	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 本庁舎 (予約)	29	30	31

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00~15:00(伊万里市役所は、9:30~15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

●佐賀年金事務所では、「年金セミナー」のお申し込みを募集しております

佐賀年金事務所では、定年退職予定(57歳～60歳前後)の方を対象に、年金の請求案内や受取方法について、わかりやすく・ためになる『年金セミナー』を実施いたします。各事業所内で実施されている退職予定者への説明の一環としてご活用いただくこともできます。

1. 実施概要(年金セミナーをパッケージ化してご提供)

パッケージ内容

- パワーポイントによる視聴
- 事務所から講師派遣
- 配布資料準備



各事業所へ訪問

ご準備について

- 研修会場
- 従業員の方へ実施案内

※このセミナーは各事業所に出向いて実施させていただきます。

※佐賀年金事務所管内の事業所のみの取扱いとなります。

2. 申込方法について

- 右記の担当者へお電話にてお問合せください。
- 受講対象者が少人数等の場合も
お気軽にご相談ください。

●お問合せ先●

日本年金機構 佐賀年金事務所
受付申込担当 安藤
TEL 0952-31-4191

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成23年11月分保険料の納付期限は平成24年1月4日(水)です。

ご注意ください!!

※平成23年11月分の社会保険料計算に係る届書は12月5日(月)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成23年11月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。